明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則（**公正取引委**二）　一

〔告　示〕

○第五次小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二四五）　一

○商標法条約へのパナマ共和国の加入に関する件（**同**二四六）　二

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一五）　二

○公的な記録保存所を指定する件（**文化庁**二五）　二

○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（**厚生労働**四三二）　二

○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一七二五）　二

○保安林の指定をする件（**同**一七二六～一七三三）　三

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一七三四～一七四三）　三

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**七九三）　五

○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（**同**七九四）　六

○実務修習機関の登録事項の変更（**同**七九五）　六

○航路標識に関する件（**海上保安庁**一八一～一八三）　七

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（**防衛**一七三）　七

○道路に関する件（**中部地方整備局**一三六、一三七）　七

○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**近畿地方整備局**一五四）　八

〔国会事項〕

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　八

〔人事異動〕

会社その他
内閣　金融庁　復興庁　財務省　農林水産省　防衛省　最高裁判所　八

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔公　告〕　一〇

官庁
財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　一〇

規　則

○公正取引委員会規則第二号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の施行に伴い、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第三項の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年七月十九日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則（平成十四年公正取引委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社を含む。）」を削る。

本則第二号中「第十四号」を「第十五号」に改める。

附　則

この規則は、保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、本則各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。